

令和5年度

第2回 富山市福祉有償運送運営協議会資料

令和5年8月29日（火）

目 次

1 報告事項	
福祉有償運送の実施状況について・・・・・・・・・・・・・・・・	1～2
2 協議事項	
(1) 福祉有償運送の更新登録申請について	
特定非営利活動法人 自立生活支援センター富山・・・・・・・・	3～11
特定非営利活動法人 しおんの家・・・・・・・・・・・・・・・・	12～21
(2) 運送対価の改定について・・・・・・・・・・・・・・・・	22～23
特定非営利活動法人 しおんの家	

1. 報告事項

富山市福祉有償運送の実施状況等について(令和5年3月末現在)

①登録NPO法人

法人名	会員数(人)	車両台数(台)	登録の有効期間
NPO法人 自立生活支援センター富山	32	1	R5.9.30
NPO法人 しおんの家	35	4	R5.9.30
NPO法人 ぴーなっつ	193	5	R8.3.23
社会福祉法人 海望福祉会	13	1	R5.5.30
計	273	11	-

②登録会員数の推移

(単位:人)

年度(末)	自立生活支援センター富山	しおんの家	ぴーなっつ	海望福祉会	計
R1	30	36	164	14	244
R2	32	32	175	14	253
R3	32	33	181	13	259
R4	32	35	193	13	273

③運行実績(回数)

(単位:回)

年度	自立生活支援センター富山	しおんの家	ぴーなっつ	海望福祉会	計
R1	5	193	2,838	10	3,046
R2	2	87	2,252	0	2,341
R3	3	100	2,670	0	2,773
R4	2	102	2,277	2	2,383

④運行実績(距離)

(単位:km)

年度	自立生活支援センター富山	しおんの家	ぴーなっつ	海望福祉会	計
R1	116	1,515	21,071	70	22,772
R2	33	1,139	18,022	0	19,194
R3	54	1,006	21,260	0	22,320
R4	44	1,159	20,885	12	22,100

⑤事故報告

令和4年度において、運送実施団体からの事故報告はありません。

富山市福祉有償運送事業者一覧

R5.3末現在

事業所名	有効期限	代表者	自動車所有台数					運転者数					運転者の研修受講状況				運転者の資格等保有状況				旅客(会員)の状況					運送対価			
			車イス	車イス(軽)	シート回転車	セダン等	計	大ニ	普二	大型	中型	普通	計	①	②	③	④	計	社会福祉士	介護福祉士	ヘルパー2級	その他	計	要介護	障害	療育	精神	計	距離
特定非営利活動法人 自立生活支援センター 富山	R5.9.30	平井 誠一		1			1			5	5	3	2		5	2	1		1	5			29	2	1	32	40円/km	850円/60分 60分以降、 145円/10分	
特定非営利活動法人しおんの家	R5.9.30	山田 和子	1	1	1	1	4		42	5	47	41	6		47	2	34	9	2	47	28	4	1	2	35	41円/km	420円/30分	-	
特定非営利活動法人 ぴーなっつ	R8.3.23	川添夏来	4			1	5		1	13	14	14			14		5	2	7	14	2	155	36	193	70円/km	500円/30分 30分以降、250円/15分			
社会福祉法人 海望福祉会 花みずき移動サービス	R5.5.30	大崎 利明	1				1			3	3	3			3		3			3	13				13	1kmまで 200円	目的地で 同行待機の場合 5分まで150円	送迎回数 1両ごと 50円	

- ①福祉有償運送運転者講習
- ②福祉有償運送運転者代替講習
- ③移送サービス運転者講習
- ④その他

2. 協議事項

福祉有償運送の更新登録申請について

特定非営利活動法人 自立生活支援センター富山

- ①更新申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5 ページ
- ②宣誓書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
- ③運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿・・・・・・・・ 7 ページ
- ④運行管理の責任者承認承諾書・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ
- ⑤運行管理の体制等を記載した書類・・・・・・・・・・・・ 9～10 ページ
- ⑥自家用有償旅客運送者登録証・・・・・・・・・・・・・・ 11 ページ

【参考】有効期間の更新登録申請の際に必要な書類

1. 更新申請書
2. 定款等の書類（任意書式）
3. 宣誓書
4. 運営協議会においての合意を証する書類
5. 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類（任意書式）
6. 自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類及び運転証明証の写し
7. 運行管理の責任者の就任承諾書
8. 運行管理の体制等を記載した書類
9. 運送しようとする旅客の名簿
10. 登録証
11. 旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面

令和5年7月21日

(宛先) 富山市長

名称 特定非営利活動法人自立生活支援センター富山
 住所 富山市新川原町5-9 レジデンス新川原1F
 代表者の氏名 平井 誠一

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名称 特定非営利活動法人 自立生活支援センター富山
 住所 富山市新川原町5-9 レジデンス新川原1F
 代表者 理事長 平井 誠一

2. 登録番号

北富福 第3号

3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

4. 運送の区域

区 域	備 考
富山市	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
特定非営利活動法人自立生活支援センター富山	富山市新川原町5-9 レジデンス新川原1F

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
	所有	()	1 (1)	()	()	()	()
	持込	() ※	() ※	() ※	() ※	() ※	() ※
	合計	()	1 (1)	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

○	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
○	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
○	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

7. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

〈時間制運賃〉初乗り走行60分あたり850円 以後、10分単位ごとに145円

〈距離制運賃〉1キロメートル毎に40円

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

富山市長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和5年 7 月 21 日

名 称 自立生活支援センター富山
住 所 富山市新川原町5-9 レンデンス新川原1F
代表者の氏名 理事長 平井 誠一



運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（自立生活支援センター富山）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏名	住所	運転免許の種類	
			区分	種類
1			普通	1種
2			普通	1種
3			普通	1種
4			普通	1種
5			普通	1種
6				種
7				種
8				種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（自立生活支援センター富山）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

令和5年7月21日

住 所 [REDACTED]
氏 名 浅木 裕美

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）

自立生活支援センター富山

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（自立生活支援センター富山）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	浅木 裕美	[REDACTED]			
2					
3					

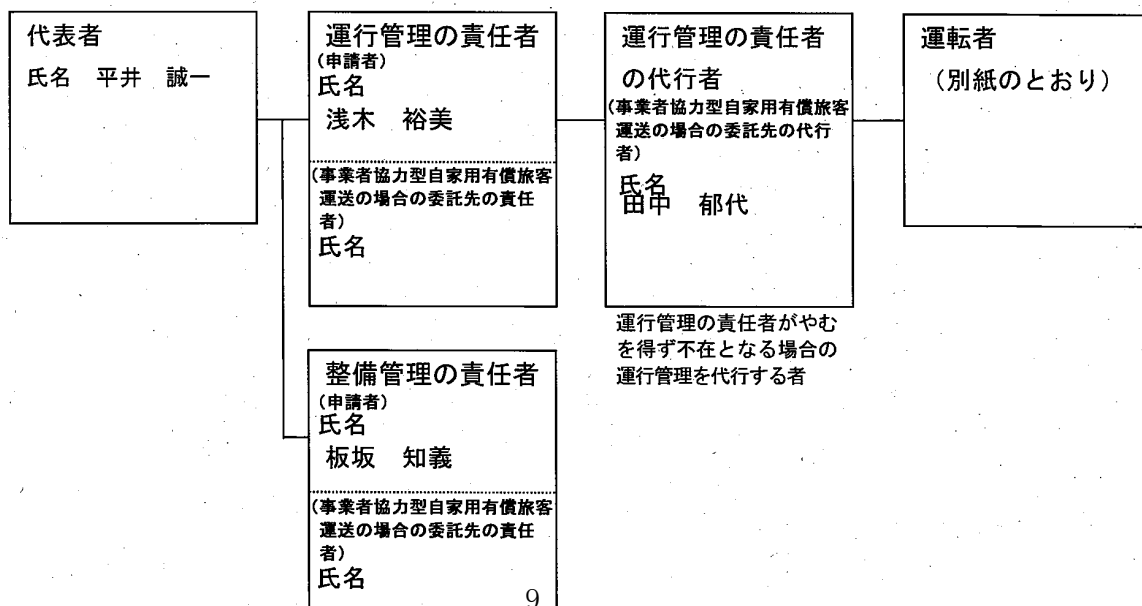
- 乗車定員1.1人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

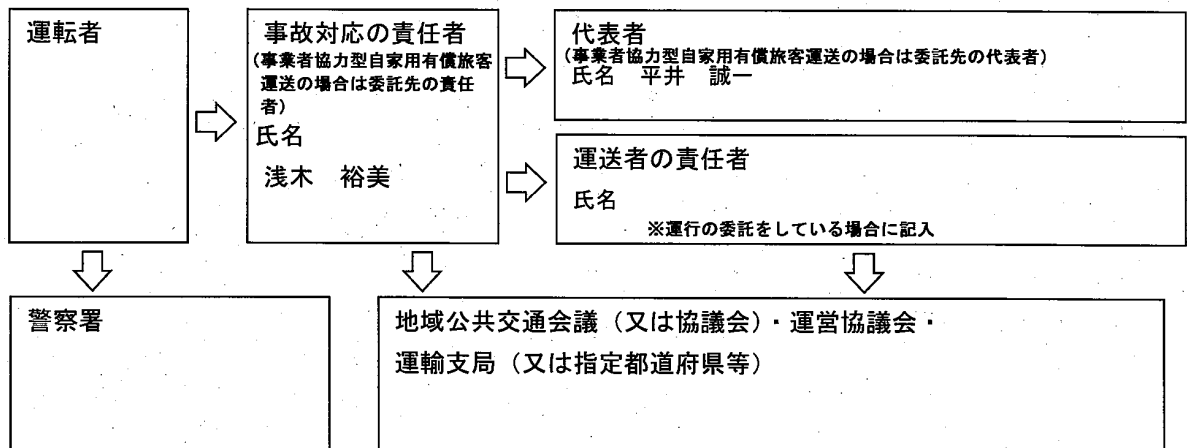
No	氏名	住所	協力
1	板坂 知義	[REDACTED]	
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

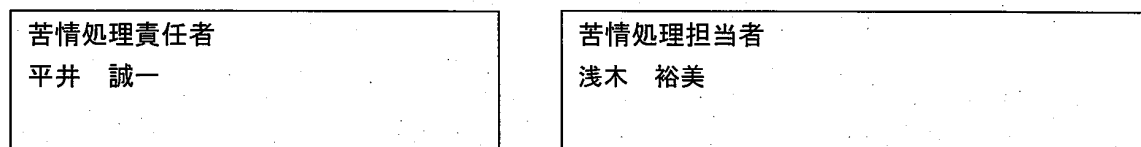
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統

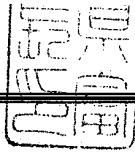


2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制





自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の6の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録（更新）を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

北富福 第 3 号

2. 登録の有効期間

令和5年9月30日

3. 名称、住所、代表者の氏名

特定非営利活動法人 自立生活支援センター富山
富山県富山市新川原町5-9
理事長 平井 誠一

4. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

5. 路線又は運送の区域

富山県富山市及び出発地又は到着地が富山市である地域

6. 登録に付す条件

なし

令和2年9月24日

富山市長

森 雅志



福祉有償運送の更新登録申請について
特定非営利活動法人 しおんの家

- ①更新申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13～14ページ
- ②宣誓書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15ページ
- ③運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿・・・・・・・・ 16～17ページ
- ④運行管理の責任者承認承諾書・・・・・・・・・・ 18ページ
- ⑤運行管理の体制等を記載した書類・・・・・・・・・・ 19～20ページ
- ⑥自家用有償旅客運送者登録証・・・・・・・・・・ 21ページ

【参考】有効期間の更新登録申請の際に必要な書類

1. 更新申請書
2. 定款等の書類（任意書式）
3. 宣誓書
4. 運営協議会においての合意を証する書類
5. 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類（任意書式）
6. 自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類及び運転証明証の写し
7. 運行管理の責任者の就任承諾書
8. 運行管理の体制等を記載した書類
9. 運送しようとする旅客の名簿
10. 登録証
11. 旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面

令和5年 〇 月 〇 日

(宛先) 富山市長

名 称 特定非営利活動法人しおんの家
 住 所 富山市水橋辻ヶ堂 777
 代表者の氏名 理事長 山田 和子

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
 名称 特定非営利活動法人しおんの家
 住所 富山市水橋辻ヶ堂 777
 代表者氏名 理事長 山田 和子
2. 登録番号
 北富福 第6号
3. 自家用有償旅客運送の種別
 福祉有償運送

4. 運送の区域

区 域	備 考
富山市	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
特定非営利活動法人しおんの家	富山市水橋辻ヶ堂 777

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
特定非営利活動 法人しおんの家	所有	()	2 (1)	()	1 (1)	1 (1)	4 (3)
	持込	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()	() ※ ()
	合計	()	2 (1)	()	1 (1)	1 (1)	4 (3)

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

<input type="radio"/>	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
<input type="radio"/>	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
<input type="radio"/>	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
<input type="radio"/>	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
<input type="radio"/>	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
<input type="radio"/>	ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
<input type="radio"/>	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

7. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

別紙参照

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

富山市長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和5年7月3日

名 称 特定非営利活動法人しおんの家
住 所 富山市水橋辻ヶ堂 777
代表者の氏名 理事長 山田 和子

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者(特定非営利活動法人しおんの家)が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1			中型	1種
2			中型	1種
3			中型	1種
4			中型	1種
5			中型	1種
6			中型	1種
7			中型	1種
8			中型	1種
9			中型	1種
10			中型	1種
11			中型	1種
12			中型	1種
13			中型	1種
14			中型	1種
15			準中型	1種
16			中型	1種
17			中型	1種
18			中型	1種
19			中型	1種
20			中型	1種
21			中型	1種
22			中型	1種
23			中型	1種
24			中型	1種
25			中型	1種
26			中型	1種
27			中型	1種
28			準中型	1種
29			中型	1種

30			中型	1種
31			準中型	1種
32			中型	1種
33			中型	1種
34			中型	1種
35			中型	1種
36			中型	1種
37			中型	1種
38			中型	1種
39			普通	1種
40			中型	1種
41			中型	1種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。


※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（特定非営利活動法人しおんの家）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

令和5年7月3日

住 所 
氏 名 池田 計義

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体(申請者名)	特定非営利活動法人しおんの家
-------------	----------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 (特定非営利活動法人しおんの家)

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	池田 計義	██████████	安全運転管理者		
2					

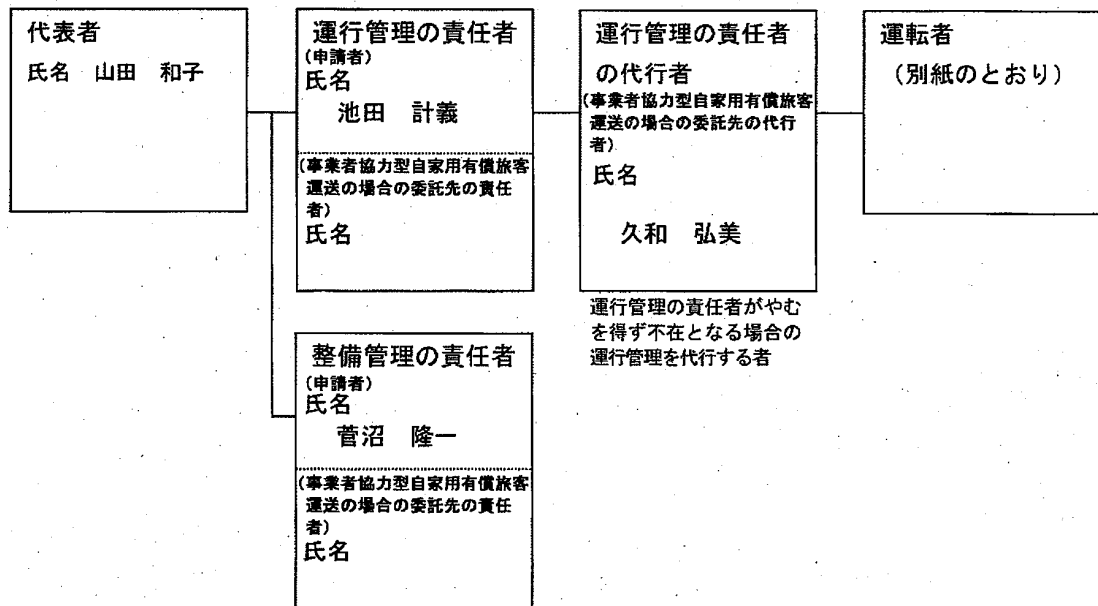
- > 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- > 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- > 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

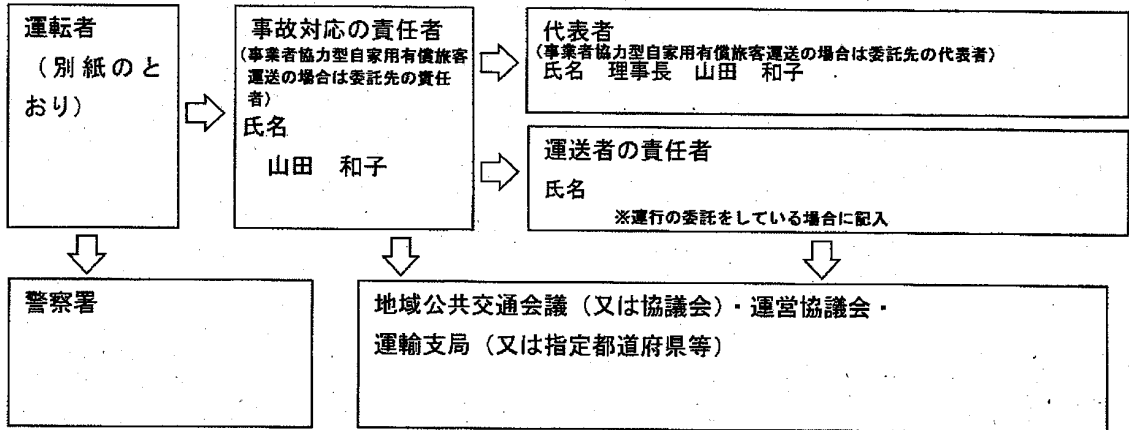
No	氏名	住所	協力
1	菅沼 隆一	██████████	
2			

- > 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

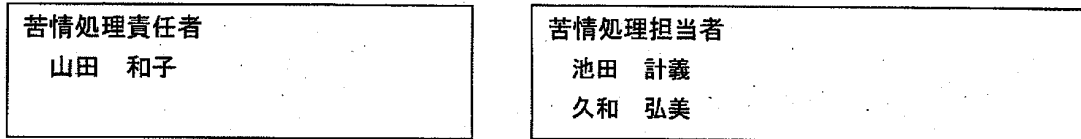
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統

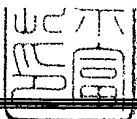


2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制





自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の6の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録（更新）を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

北富福 第 6 号

2. 登録の有効期間

令和5年9月30日

3. 名称、住所、代表者の氏名

特定非営利活動法人しおんの家
富山県富山市水橋辻ヶ堂777
理事長 山田 和子

4. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

5. 路線又は運送の区域

富山県富山市及び出発地又は到着地が富山市である地域

6. 登録に付す条件

なし

令和2年9月24日

富山市長

森

雅志



(宛先) 富山市

住 所 富山市水橋辻ヶ堂 777
 名 称 特定非営利活動法人しおんの家
 代表者の氏名 理事長 山田 和子

福祉有償運送に係る旅客から収受する対価の変更について

このたび、福祉有償運送に係る旅客から収受する対価の変更を行いたいので、道路運送法第79条の8及び同法施行規則第51条の15の規定に基づき、運営協議会で協議していただきますよう、下記のとおり申請します。

記

1. 住所、名称、代表者の氏名

住 所 富山市水橋辻ヶ堂 777
 名 称 特定非営利活動法人しおんの家
 代表者の氏名 理事長 山田 和子

2. 登録番号

北富福 第6号

3. 変更しようとする事項

(1) 旅客から収受する対価

新	旧
1. 運送の対価 (距離制) 50 円/km (時間制) 600 円/30 分	1. 運送の対価 (距離制) 41 円/km (時間制) 420 円/30 分
2. 適用方法 (1) 距離制による場合は、しおんの家的事务所から、運送が終了し、しおんの家的事务所に戻るまでの走行距離により算出する。 (2) 時間制による場合は、しおんの家的事务所から、運送が終了し、しおんの家的事务所に戻るまでに要した時間により算出する。 (3) 運送の対価は、距離制と時間制を併用することとし、上記(1)(2)で算出した金額を併算する。	2. 適用方法 (1) 距離制による場合は、しおんの家的事务所から、運送が終了し、しおんの家的事务所に戻るまでの走行距離により算出する。 (2) 時間制による場合は、しおんの家的事务所から、運送が終了し、しおんの家的事务所に戻るまでに要した時間により算出する。 (3) 運送の対価は、距離制と時間制を併用することとし、上記(1)(2)で算出した金額を併算する。

4. 変更予定期日

令和5年10月1日

(2) 運送対価の改定について

①申請内容 前ページの申請書のとおり

②対価の算出方法

【対価改定理由】

物価高騰のため

【対価改定履歴】

日付	距離制 (k m)	時間制 (30分)
2020 (令和2) 年3月1日 (変更) ※消費税率変更に伴う変更	41円	420円
2023 (令和5) 年10月1日 (変更) ※今回	50円	600円

【対価算出方法】

- ・距離制：2020 (令和2) 年度、ガソリン単価は116～143円/ℓ (税抜) 年度末143円/ℓ
2021 (令和3) 年度、4月に143円/ℓの後9月まで150円台、
その後160円台、年度末168円/ℓ
2022 (令和4) 年度、170円/ℓから173円/ℓまで上がる、年度末は164円
2023 (令和5) 年度、4月164円、5～6月166円、その後上がっている
ガソリン単価が143円から170円では19%、173円では21%上昇している。
その他、オイル等車両の維持費も物価高騰のため支出が増えている。
そのため、現行対価に約120%を乗じて算出

$$41円 \times 1.2 = 49.2 \rightarrow \underline{50円}$$

- ・時間制：物価高騰により人件費その他の経費も上昇していることから、
現行対価に約143%を乗じて算出

$$420円 \times 1.43 = 600.6 \rightarrow \underline{600円}$$

③富山市福祉有償運送運営協議会におけるガイドラインの規定による運送対価の要件

【要件】

6 (2) ①当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であること

【富山交通圏におけるタクシー料金】

(普通車・上限運賃)

初乗運賃	1.178kmまで	620円
加算運賃	254mまでごとに	100円
時間制運賃	30分までごとに	3,550円
迎車回数料金	1車1回ごとに	100円

【タクシー料金との比較】

距離	5km	10km	15km
タクシー料金の1/2	1,110円	2,100円	3,080円
新料金	850円	1,100円	1,350円

※上記表より、改定後の対価は、タクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内である。